

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和3年1月18日

支出負担行為担当官

気象研究所長 土井 恵治

1 当該招請の主旨

本業務は、既に運用している「観測準備室サーバ」に対して、動作状況を良好に保ち、適正な冷却環境維持等を持続できるよう、観測準備室から電子計算機室へ移設を行うものである。このため、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な技術を有する法人（以下、「特定公益法人等」という）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 観測準備室サーバ移設
- (2) 業務内容 観測準備室サーバの観測準備室から電子計算機室への移設
- (3) 履行期限 令和3年3月26日

3 業務目的

観測準備室に設置してあるラック7本を電子計算機室へ移設及び耐震固定を行い、他にラック3本分相当のサーバ、ストレージ装置、その他機器を電子計算機室にある既設ラックへ移設し、配線を行い、安全かつ安定的な運用を目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和元・2・3年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

気象研究所では、スーパーコンピュータシステムを使い、台風・集中豪雨、地震・火山・津波等による災害の軽減や、地球温暖化、気候変動の解明に向けた研究を進めている。

観測準備室サーバは、各研究部や各研究室等でスーパーコンピュータシステムの計算結果やデータ等の蓄積や、長時間のシミュレーション実行及びプログラム開発等を行う目的として整備されたものであり、気象研究所の研究業務を実施する上で重要なシステムであることを理解し、気象研究所の研究業務へ支障を与えないように作業を行う技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本業務を実施するためには、事前及び事後に入念な動作確認が必要となることから、観測準備室サーバの性能・機能仕様を理解し、これら動作確認に必要な設備を有すること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

観測準備室サーバが、気象研究所の研究業務に使用されることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

(5) 守秘性に関する要件

① 当研究所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当研究所の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(6) 業務執行体制に関する要件

① 同種のサーバ及びサーバラックの移設を行うために必要な業務体制が整っていること。

② 本業務の執行にあたって、当研究所の研究業務等に支障を与えないこと。

③ 本業務の執行にあたって、日本国の法令の規則を受けるものについては、その規則に従うこと。

④ 本業務を実施する技術者は、点検・調整を行うために必要な資格を有すること。

⑤ 保証期間においては、対応可能な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(7) 業務実績に関する要件

同種の情報処理システムの設計・構築及びサーバ・サーバラック移設の実績を有すること。

5 手続き等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒 305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所総務部会計課用度係長 綿井 正典

電話 029-853-8565 F A X 029-853-8571

② 技術力等に関する要件について

〒 305-0052

茨城県つくば市長峰 1 - 1

気象研究所企画室業務係長 磯谷 一郎

電話 029-853-8543 F A X 029-853-8544

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年1月18日から令和3年1月27日まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和3年1月28日 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないとの審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。

④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

① 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

② 関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)に同じ

③ 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

- ④ 4（1）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。
- ⑤ 詳細は説明書による。